

群馬県交通運輸事業者物価高騰対策支援金交付要綱

(通則)

第1条 群馬県交通運輸事業者物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）の交付については、群馬県補助金等に関する規則（昭和31年規則第68号）（以下「規則」という。）の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業 道路運送法（昭和26年法律第183号。）第3条第1項イに規定する事業をいう。
- (2) 自主運行路線 令和8年4月1日時点において、群馬県内を運行区域に含み、市町村等からの委託又は全線欠損補助を受けていない路線の乗合バス事業をいう。なお、本要綱における自主運行路線は道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第3条の3第1項第1号に規定する路線定期運行の形態に限るものとする。
- (3) 一般貸切旅客自動車運送事業 道路運送法（昭和26年法律第183号。）第3条第1項ロに規定する事業をいう。
- (4) 一般乗用旅客自動車運送事業 道路運送法（昭和26年法律第183号。）第3条第1項ハに規定する事業をいう。
- (5) 特定旅客自動車運送事業 道路運送法（昭和26年法律第183号。）第3条第2項に規定する事業をいう。
- (6) 貨物自動車運送事業 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号。）とは、貨物自動車運送事業法第2条第2項に規定する事業をいう。

(交付の目的)

第3条 この支援金は、物価高騰等の影響を受けている中でも業務DXに取り組み、生産性向上を図る交通運輸事業者に対して、物価高騰に対応するための支援金を交付し、持続可能な交通運輸事業の確保・維持を図ることを目的とする。

(支援対象期間)

第4条 支援対象期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(支援対象事業者)

第5条 対象事業者は、次に掲げる要件を全て満たす一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客運送事業者、特定旅客自動車運送事業者及び貨物自動車運送事業者とする。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業者については、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1項第1号に規定する一般乗合旅客運送事業者のうち、群馬県内で自主運行路線の運行を行っていること。
- (2) 一般貸切旅客自動車運送事業者については、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1項第1号に規定する一般貸切旅客運送事業を経営していること。
- (3) 一般乗用自動車運送事業者については、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1項第1号に規定する一般乗用旅客運送事業を経営していること。
- (4) 特定旅客自動車運送事業者については、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第2項に規定する特定旅客自動車運送事業を経営していること。

- (5) 貨物自動車運送事業者については、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)に規定する貨物自動車運送事業を営んでいること。
- (6) 令和8年4月1日の時点において、群馬県内に本社若しくは営業所を有していること。
- (7) 申請時点において休業又は廃業しておらず、今後も継続する意思を有していること。
- (8) DXによる業務効率化に資するシステム等を導入済みか、導入予定があること。
- (9) 県税に未納がないこと。
- (10) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ウ 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
 - エ 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
 - オ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - カ 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的な又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
 - ク 暴力団員と密接な交友関係を有する者

2 前項の対象事業者は、自己又は自社の役員等及び雇用者が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 出入国管理及び難民認定法による不法就労者
- (2) 出入国管理及び難民認定法による不法就労を助長する者

(支援金の額)

第6条 支援金の額は、予算の範囲内で別表1に定めるものとする。

(支援金の交付の申請)

第7条 支援対象事業者は、支援金の交付を受けようとするときは、様式第1号による交付申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、知事の定める期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 一般旅客自動車運送事業、特定旅客自動車運送事業、貨物自動車運送事業のいずれかの許可書もしくは証明願の写し
- (2) 令和8年4月1日若しくは交付申請日の時点において、一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業、一般乗用旅客自動車運送事業、特定旅客自動車運送事業で使用している車両又は貨物自動車運送事業に使用している車両について証する書類(車両の自動車検査証記録事項の写し)
- (3) DXによる業務効率化に資するシステムの導入計画 ただし、既に導入済みの事業者にあつては導入状況を証する書類とする。
- (4) 旅客自動車運送事業等報告規則第2条に基づき関東運輸局に提出している事業報告書一式の写し又は貨物自動車運送事業報告規則第2条に基づき関東運輸局に提出している事業報告書一式の写し
- (5) 県税に滞納がないことを証する書類
- (6) 群馬県暴力団排除条例(平成22年10月28日条例第51号)、群馬県の事務事業からの暴力団排除に関する要綱(平成23年3月28日制定)及び運用通知に基づく誓約書
- (7) 不法就労対策に係る誓約書
- (8) その他申請に必要な書類

(交付申請の回数)

第8条 交付申請の回数は、事業者1社につき1回とする。

(交付の決定及び通知)

第9条 知事は、第7条の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上で交付決定を行い、様式第2号により支援対象事業者に通知し、支援金を交付する。

2 知事は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(交付決定の取消し)

第10条 知事は、支援対象事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、支援金の交付決定を取り消すことができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽の申請若しくは報告又は不正の行為によって支援金の交付を受けたとき。

(支援金の返還)

第11条 知事は、支援金の交付の決定を取消しした場合において、既に支援金が交付されているときは、様式第3号により、その返還を命じるものとする。

(書類の整備)

第12条 支援対象事業者は、支援金の交付に係る帳簿及び書類を備え、支援金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後、5年間保存しなければならない。

(状況報告)

第13条 支援対象事業者は、知事の要求があった場合には、速やかに様式第4号による事業状況報告書を知事に提出しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付について必要な事項は、知事が別に定める。

別表1 支援金の額及び対象車両

対象	支援金の額	対象車両	備考
一般乗合 旅客自動車	1台あたり 20千円	県内で届出（道路運送法第15条第3項に規定する届出をいう。）されている車両数（休車しているものを除く。）のうち、令和8年4月1日若しくは交付申請日時点の車両の数を上限とする。	
一般貸切 旅客自動車	1台あたり 20千円	県内で届出（道路運送法第15条第3項に規定する届出をいう。）されている車両数（休車しているものを除く。）のうち、令和8年4月1日若しくは交付申請日時点の車両の数を上限とする。	
一般乗用 旅客自動車	1台あたり 20千円	県内で届出（道路運送法第15条第3項に規定する届出をいう。）されている車両数（休車しているものを除く。）のうち、令和8年4月1日若しくは交付申請日時点の車両の数を上限とする。	
特定旅客自 動車	1台あたり 20千円	県内で届出（道路運送法第43条第2項に規定する届出をいう。）されている車両数（休車しているものを除く。）のうち、令和8年4月1日若しくは交付申請日時点の車両の数を上限とする。	

一般貨物 運送自動車	1台あたり 10千円	県内で届出（貨物自動車運送事業法第9条に規定する届出をいう。）されている車両数（休車しているものを除く。）のうち、令和8年4月1日若しくは交付申請日時点の車両の数を上限とする。	1事業者あたり 計20台を上限とする。
---------------	---------------	--	------------------------

附 則

- 1 この交付要綱は、令和8年4月1日から施行する。

群馬県知事 山本 一太 様

住 所
事業所名
代表者職氏名

群馬県交通運輸事業者物価高騰対策支援金交付申請書

群馬県交通運輸事業者物価高騰対策支援金について、群馬県補助金等に関する規則第4条及び群馬県交通運輸事業者物価高騰対策支援金交付要綱第7条の規定により、次のとおり申請します。

1 申請額
金 円

(内訳)

対象自動車	交付申請日時点の車両数	車両数に応じた額
一般乗合旅客自動車	台	円
一般貸切旅客自動車	台	円
一般乗用旅客自動車	台	円
貨物自動車	台	円

申請担当者

役職・氏名	
所属部署	
電話番号	
E-mail	

支援金振込先口座

振替金融機関名	
本・支店名	
預金の種別	
口座番号	
(フリガナ) 預貯金口座名義	

添付書類

- (1) 道路運送法第4条に基づく一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切自動車運送事業、一般乗用旅客自動車運送事業、特定旅客自動車運送事業の許可書の写し。又は貨物自動車運送事業法第3条に基づく貨物自動車運送事業の許可書もしくは証明願の写し
- (2) 令和8年4月1日の時点において、一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業、一般乗用旅客自動車運送事業、特定旅客自動車運送事業で使用している車両又は貨物自動車運送事業に使用している車両について証する書類（車両の自動車検査証記録事項の写し）
- (3) DXによる業務効率化に資するシステムの導入計画、システム導入の契約書の写し
- (4) 申請車両の一覧
- (5) 振込先口座情報が確認できる通帳等の写し
- (6) 旅客自動車運送事業等報告規則第2条に基づき関東運輸局に提出している事業報告書一式の写しまたは貨物自動車運送事業報告規則第2条に基づき関東運輸局に提出している事業報告書一式の写し
- (7) 県税に滞納がないことを証する書類
- (8) 群馬県暴力団排除条例（平成22年10月28日条例第51号）、群馬県の事務事業からの暴力団排除に関する要綱（平成23年3月28日制定）及び運用通知に基づく誓約書
- (9) 不法就労対策に係る誓約書
- (10) その他申請に必要な書類

様式第2号（第9条関係）

群馬県指令交第 ー 号

住 所
事業者名
代表者職氏名

令和 年 月 日付け 号による申請がありました「群馬県交通運輸事業者物価高騰対策支援金」について、群馬県補助金等に関する規則（昭和31年規則第68号）及び群馬県交通運輸事業者物価高騰対策支援金交付要綱に基づき、次のとおり交付することを決定し、併せてその額を確定します。

令和 年 月 日

群馬県知事 山本 一太

1 支援金の額

円

2 条 件

- （1）群馬県補助金等に関する規則及び群馬県交通運輸事業者物価高騰対策支援金交付要綱の定めに従うこと。
- （2）支援金の交付に係る帳簿及び書類を備え、支援金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後、5年間保存すること。
- （3）作成した計画内容について群馬県からの調査に応じること。

様式第4号（第13条関係）

第 号
令和 年 月 日

群馬県知事 山本 一太 様

住 所
事業者名
代表者職氏名

群馬県交通運輸事業者物価高騰対策支援金状況報告書

令和 年 月 日付け第 号をもって交付決定通知のありました標記支援金について、群馬県交通運輸事業者物価高騰対策支援金交付要綱第13条の規定により、別紙のとおり報告します。

(参考様式)

群馬県交通運輸事業者物価高騰対策支援金
業務DX導入計画

事業者名

1 導入を予定しているシステム等

- 遠隔点呼システム
- 自動点呼システム
- 運行計画作成システム
- 配車アプリ
- 業務受発注管理システム
- その他

(具体的に記入：)

2 システム等事業者

事業者名

事業者所在地

3 システム等導入により目指す1日あたりの業務効率化の時間

- 1時間程度
- 1時間以上～2時間未満
- 2時間以上～半日未満
- 半日以上～1日未満
- 1日
- その他 (具体的に記入：)

4 システム等導入により目指す業務効率化の内容

5 導入経費

6 導入時期 (予定)

令和○年○月導入予定

7 提出書類

システム導入の契約書の写し

(参考様式)

群馬県交通運輸事業者物価高騰対策支援金
業務DX実績報告書

事業者名

1 導入したシステム等

- 遠隔点呼システム
- 自動点呼システム
- 運行計画作成システム
- 配車アプリ
- 業務受発注管理システム
- その他

(具体的に記入：

)

2 システム等事業者

事業者名

事業者所在地

3 システム等導入による1日あたりの業務効率化の時間

- 1時間程度
- 1時間以上～2時間未満
- 2時間以上～半日未満
- 半日以上～1日未満
- 1日
- その他 (具体的に記入：

)

4 システム概要 (システム導入状況がわかる写真を添付)

5 導入時期

令和○年○月導入